

「油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会準備会」に関する設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会準備会」(以下「準備会」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 準備会は、油ヶ淵水質浄化促進協議会(以下「協議会」という)が油ヶ淵流域でこれまでに実施してきた水環境改善行動計画の実施効果の評価と、更なる水質浄化対策に対する技術的検討について意見を聴くことを目的とする。

(組織)

第3条 準備会は、愛知県が委嘱する委員、及び作業部会の構成員からなるオブザーバーで構成する。なお、準備会の必要に応じて委員の追加をすることができる。

- 2 準備会は委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は準備会の会務を掌理し、議事を主宰する。
- 4 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を代行する。

(会議)

第4条 準備会は座長が招集する。

- 2 座長が必要と判断した場合は、構成員以外のものを会議に参加させることができる。
- 3 準備会は原則非公開で行うものとし、会議の結果概要について協議会のウェブページで公開するものとする。

(事務局)

第5条 準備会の事務局は、愛知県建設部河川課、環境部水地盤環境課、農林水産部農業経営課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、座長が準備会に諮って定める。

第7条 「油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会」の設置が協議会で承認されたのちに、本要綱を廃止し、委員会の設置要綱に移行するものとする。

(附則)

この要綱は平成29年3月21日から施行する。